

6月の無料相談

●相談名	●日 時	●場 所	●主な相談内容(相談員)
市民法律相談	毎週火曜日 10日(木)	13:00~17:00 広報広聴課(☎内線2376)	法律が関係する困りごと (弁護士)予約制
税務相談	15日(火)	13:00~16:00 真鍋事務庁舎(☎824-5055)	相続税・贈与税などの税について (税理士)予約制(予約時間10:00~14:00)
市民相談	月~金曜日	8:30~17:15 広報広聴課(☎内線2376)	要望、苦情、意見など (担当職員)
心配ごと相談	月・水・金曜日	13:00~16:00 社会福祉協議会(☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと (専門相談員)
行政相談	16日(水)	13:00~16:00 広報広聴課(☎内線2376)	国・県に対する苦情、意見、要望 (行政相談委員)
消費者相談	月~金曜日	9:30~16:30 消費生活センター(☎823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル (消費生活相談員)
家庭児童相談	月~金曜日	8:30~17:15 こども福祉課(☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて (家庭児童相談員)
育児相談	月~金曜日	9:00~17:00 地域子育て支援センター “さくらんぼ”(☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣 (保育士)
早期療育相談	月~金曜日	9:00~16:30 療育支援センター 早期療育相談(☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの 発達、行動面に関すること(早期療育相談員)
青少年相談	火~日曜日	10:30~17:00 総合福祉会館(ウララ2 8階) (青少年センター ☎823-7838)	青少年についての困りごと (専任相談員)電話相談可
教育相談	月~金曜日	9:00~16:00 教育相談室(☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止 (教育相談員)
交通事故相談	月~金曜日 (水曜日は弁護士相談)	9:00~16:45 (13:00~16:00) 土浦合同庁舎(県南地方交通事 故相談所 ☎823-1123)	交通事故に関すること(県委嘱相談員) (弁護士)予約制
人権相談	月~金曜日	8:30~16:00 法務局土浦支局(☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など (人権擁護委員、担当職員)
生活相談	毎週水曜日	13:00~16:00 新治地区公民館(☎862-2900)	生活上のこと、人権にかかわること (生活相談員)
ひきこもり専門相談	14日(月)	10:00~12:00 土浦保健所(☎821-5516)	ひきこもりについての困りごと (専門医)予約制
精神クリニック	11日(金)・18日(金)	14:00~16:00	精神障害者の医療などに関すること (精神科医師)予約制、1日2件まで
	28日(月)	10:00~12:00	

■女性のための各種相談

フェミニスト相談	毎週水曜日 12日(土)	11:00~16:00 10:00~15:00	男女共同参画センター ☎827-1107 (ウララ2 総合福祉会館7階)	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブル など(専門カウンセラー)予約制
法律相談	24日(木)	13:30~15:30		法律が関係する困りごと (女性弁護士)予約制
法律関連一般相談	11日(金)・25日(金)	13:00~16:00		法的な手続きについてなど (専門相談員)予約制
一般相談(外国人相談を含む)	11日(金)・25日(金)	13:00~16:00		仕事や家族関係、生き方など、女性を取り巻 くさまざまな悩みごと(専門相談員)予約制
DVヘルプライン(電話相談)	17日(木)	13:00~16:00	☎827-2525	配偶者や恋人からの精神的・肉体的暴力な どの悩みに関すること

知っていますか？LPガスのしくみ

消費生活センターから

☎823-3928

◆相談 LPガス業者が訪問してきて、「今の料金よりずっと安くなる」と説明を受け契約した。当初2か月ぐらいは安かったが、その後は前の契約より高くなってしまった。また、元のLPガス業者からは設備費用を請求されている。

♣️アドバイス LPガス料金は、販売業者が自由に決めることができる「自由料金」であり、FOB価格(サウジアラビアの公式販売価格)や為替レートの変動などで大きく影響を受けます。安い料金を提示されても、それがずっと続くわけではありません。設備の所有関係によっては、業者を変更すると設備費用を請求されることもありますので、注意が必要です。

平成21年12月1日から、LPガスの契約も「特定商取引法」の規制対象になりました。訪問販売や電話勧

誘販売で契約したとき、契約書面を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフができます。クーリング・オフ期間が過ぎてしまっても、虚偽の説明をされて契約したときは取り消しができます。

契約するときは、料金体系や設備の所有関係などが記載された書面を必ず受け取りましょう。

また、安い料金を提示されたときでも、すぐに契約せず、安くなる根拠とそれがいつまで続くのかをしっかりと確認するとともに、現在契約しているガス業者に料金の改正を求めるなどして、十分比較検討してから契約することが大切です。

